

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところです。

本市においては、内海町地域が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受け、これまで産業の振興や交通体系の整備等各分野において諸施策を講じてきましたが、少子化、高齢化や地域の連帯の弱体化など、依然として過疎化に歯どめがかからない状況にあります。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要です。

よって、政府（国）におかれては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、次の事項を実現するよう求めます。

1. 現行法の失効後も、継続して過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
3. 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定による、いわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年（令和2年）6月17日

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長